

東十条駅周辺まちづくりガイドライン（案）パブリックコメント実施結果

1. パブリックコメントの概要

- (1) 意見提出期間：令和6年12月10日（月）～令和7年1月15日（水）
- (2) 周知方法：北区ニュース（12/10号）、北区公式ホームページ、北区公式SNS（Facebook、X（旧Twitter）、LINE）
- (3) 閲覧場所：北区公式ホームページ、拠点まちづくり担当課窓口、区政資料室、各地域振興室、各区立図書館
- (4) 意見提出者数：14名（内訳）ホームページ：11名、郵送：1名、FAX：1名、窓口1名
- (5) 意見件数：39件

2. 提出されたご意見の要旨とそれに対する区の考え方

- (1) まちづくり基本方針「つなぐ」**まちの回遊性を高める** について（8件）

番号	ご意見の要旨	区の考え方
1	駅周辺には短時間無料の自転車駐車場が不足している。また、駅前の放置自転車の発生を防ぐ管理や監視の仕組みを検討してほしい。	本ガイドラインでは、南北どちらからもアクセスできる新幹線高架下駐輪場の整備等を施策メニューの一つとしております。また、放置自転車については、駐輪需要への対策と併せ必要な対策を検討してまいります。
2	中央商店街は、一方通行や時間制限を守らない車が目につく。ライジングボラード導入や路面への制限明記、取締り、強化が必要である。	十条中央商店街周辺は幅員が狭く、歩行環境の改善が課題と認識しております。そのため、本ガイドラインにおいて「安全な歩行環境の確保」を施策実施方針として掲げております。なお、交通規制等につきましては、交通管理者とも連携しながら可能な方策を検討してまいります。

3	十条跨線橋のバリアフリー化は、エレベーターのみに集約せず、スロープの徒歩移動も含めた検討をしてほしい。	東十条駅は南口に昇降施設がないため、北口の昇降施設で自転車の利用が多く、車いす等の利用者が順番待ちをしている状況が見受けられます。また、南口周辺では急勾配な区道を歩行者と自転車が通行している状況も見受けられます。そのため、本ガイドラインでは、十条跨線橋を含む南口周辺のバリアフリー化として、高低差の課題を解消する自転車利用も考慮した昇降施設の整備を行うほか、南口とまちをつなぐバリアフリー動線を設けることとしております。なお、歩行者や自転車の専用道の整備につきましては、具体化に合わせて「北区自転車ネットワーク計画」等を踏まえながら検討してまいります。
4	東十条駅北口エレベーターについては、自転車の利用が多い。子連れや足の不自由な方等、エレベーターを本当に必要としている方への配慮が行き渡るようなまちづくりとしてほしい。また、東西間だけでなく、南北間移動も含めたフラットなまちづくりを検討してほしい。	
5	東十条駅南口の歩道は歩行者と自転車が錯綜して危険である。双方が安心して通れるような専用道の整備と、その専用道の境界をガードレール等ではなく樹木や生垣を使用するといった取組みを検討してほしい。	
6	補助 89 号線は歩道が非常に狭く、車道にも余裕が乏しいため、現状のままでは主要な歩行者動線や主要な自転車動線と位置づけるのは不適當である。歩道の拡幅等を事業に盛り込むべきである。	補助 89 号線は「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において優先整備路線の位置づけがないことから早期の事業化は考えておりませんが、「北区自転車ネットワーク計画」に基づいた暫定形態での運用も含めて検討してまいります。
7	東十条南口坂下の五差路や危険とされる鋭角交差点を解消してほしい。	五差路の解消には周辺用地の確保等を必要とするため、いただいたご意見を踏まえ、交通管理者とも連携しながら可能な方策を検討してまいります。
8	街路樹管理は、特別区長会調査研究機構令和 4 年報告書「公共施設の樹木の効果的なマネジメント手法」に準拠するべきである。	「公共施設の樹木の効果的なマネジメント手法」等を踏まえ、引き続き、街路樹の適切な維持管理を行ってまいります。

(2) まちづくり基本方針「**まもる**」**まちの強靱性を高める** について (3 件)

番号	ご意見の要旨	区の考え方
1	防災を目的とする補助 83 号線等では、歩道にせせらぎを造った様な整備を検討してほしい。	補助 83 号線は、東京都が整備を進めている都市計画道路です。歩道にせせらぎを造った様な整備の予定はありませんが、いただいたご意見につきましては、事業者である東京都に伝えてまいります。
2	特殊な塗料により十条跨線橋を高強度に補強できないのか。	十条跨線橋を含む北区の橋梁は「東京都北区橋梁等長寿命化修繕計画」に基づき、定期的に法定点検を行い、必要に応じて、補修を実施しております。しかしながら、十条跨線橋は耐震上の問題があるため、架け替えを計画しております。なお、架け替えまでの期間においては、地域のみなさまが安全に利用していただけるよう、いただいたご意見を参考にしながら、引き続き、適切な維持管理に努めてまいります。
3	東十条駅周辺地区の防災の大きな課題として、崖線の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が連続的に存在する点が挙げられる。対策として、擁壁強化や緑化（グリーンインフラ）等の施策を追加してほしい。また、課題の 1 つとして記載をお願いしたい。	区の防災上の課題として、崖線の土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域があることは認識しております。そのため、区内の防災上危険ながけ・擁壁の所有者に対し、安全対策工事を支援する事業等を既に実施しております。

(3) まちづくり基本方針「つどう」**まちの快適性を高める** について (10 件)

番号	ご意見の要旨	区の考え方
1	下十条運転区跡地の利活用では、十条のように開発してクイーンズ伊勢丹やアトレのような商業施設の誘致し、ジェイトエルのような施設を整備することで、来街者の増を見込むべきである。	本ガイドラインでは、土地利用の方針として、商店街を含む駅に隣接したエリアを「都市機能集積ゾーン」とし、商業・業務・住宅等の複合的な土地利用の誘導を図り、計画的な都市機能の更新と土地の有効・高度利用を促進し、交通結節機能の質の向上、地域交流機能の充実や歩行者ネットワークの形成、みどり豊かなオープンスペースの確保などにより、災害に強く、快適で利便性の高い市街地の形成を目指しております。また、まちづくり整備計画では、施策メニューの一つとして、大規模な土地利用転換を図る場合には、土地の有効・高度利用の促進と公開空地等の確保により、新たな緑空間・オープンスペースの創出を図ることとしております。今後の地区計画策定においても、まちの魅力である商店街との共存を図り、駅前から続く商店街等のにぎわい連続性に配慮した生活拠点施設を誘導し、にぎわい軸を形成するとともに、新たなみどりの空間・オープンスペースの創出、防災対応力の強化を検討してまいります。
2	下十条運転区跡地の利活用や低地側の地区計画導入については、災害時にも避難場所として活用できる広場や緑豊かでくつろげるオープンスペースを検討してほしい。また、周辺の環境保全や商店街への影響も配慮し、建物の高さを 10 階建てとするなど、超高層建築物が建たないような計画としてほしい。	
3	下十条運転区跡地の利活用については、北区で土地を取得して区民施設を作してほしい。また、誘致された商業施設によって地元商店の閉店が加速しない、商店街に対する援助に力を入れていただくようにお願いします。	
4	古いものを壊して高層マンションやビルを建てるより、元からある地域性と自然を大切にするガイドラインとしてほしい。	
5	文化歴史資源の一つとして、旧北王子支線跡地を追加してほしい。	本ガイドラインで取り上げた十条富士神社、篠原演芸場などは一例であり、その他にも東十条駅周辺には、魅力的な文化歴史資源があることは認識しております。なお、旧北王子支線跡地につきましては、鉄道の面影を残した観光に資する遊歩道としての整備を予定しており、東十条駅周辺の動向に記載しております。

6	駅前広場の検討については、二階建てロータリーにして歩車分離すると安全で利便性がある。また、地域移動モビリティや自動運転の公共交通の導入を検討するとともに、MaaSの普及・活用についても踏み込んで記載してほしい。	いただいたご意見につきましては、今後のまちづくりの参考とさせていただくとともに、今後設置を予定している「（仮称）東十条駅周辺まちづくり推進協議会」での議論や実証実験を通して、東十条駅周辺にふさわしい交通のあり方を検討してまいります。
7	迂回、回り道、ビル風はバリアである事の認識を持ち、解消及び発生の規制といった対策を講じてほしい。	
8	駅周辺では路上駐車が横行しているが、駅への交通を整備すれば、現時点での問題点が解決するかのようなガイドライン設定は懐疑的である。	
9	以前、東十条商店街の小さい交差点に、日中はテーブルとパラソルが置かれ休憩スペースとなっていて、緊急車両通行時には商店の人によりどけられてスムーズに通行していた。復活できないか。	
10	商店街では商店の看板などが道路を占拠しており、歩行者と自転車がぶつかりそうな危険がある。	

(4) **ガイドライン全般**について (6 件)

番号	ご意見の要旨	区の考え方
1	開発側を元とする「まちづくり推進協議会」とならないような構成員とするか、開発慎重者からなるオルタナブルな協議会も作るべき。	本ガイドライン策定後には、学識経験者、地元町会自治会や商店街、交通管理者、道路管理者、交通事業者、UR 都市機構等で構成する「（仮称）東十条駅周辺まちづくり推進協議会」の設置を予定しており、まちづくりに関わる関係者と密接に連携しながら、各主体との協働により施策を実施してまいります。
2	ウォーカブルなまちの指標であるウォーカビリティインデックスとして採用するもの、採用しないものをそれぞれの理由とともに明記してほしい。	本ガイドラインでは、ウォーカブルなまちづくりの推進を目指す目標や各施策を掲げております。また、評価指標の設定や観測につきましては、今後設置を予定している「（仮称）東十条駅周辺まちづくり推進協議会」において議論してまいります。
3	EBPM を徹底するべき	
4	「ウォーカブルなまちづくり」のウォーカブルなど、日本語を使ってほしい。	北区では国土交通省の「ウォーカブル推進都市」に賛同し、居心地がよく歩きやすいまちづくりを進めております。いただいたご指摘を踏まえ、用語については巻末にて用語集を示す等、わかりやすい表現に努めてまいります。
5	誤字・脱字・表記誤り等、軽微なものから正確な確認が必要なものまで修正が必要な点が数か所見受けられる。	いただいたご意見を参考に、修正や表現の見直しを行います。
6	「1.2 ガイドラインの位置づけ」にある東京都の計画と、「2.2.上位計画等による位置づけ」に載せている東京都の計画は整合を図るべき。また、北区の計画として、地域公共交通計画を加えるべき。	4 ページに示すガイドラインの位置づけについては、都市計画法上の上位計画で代表的なものを記載しており、東京都の都市づくりグランドデザインや防災都市づくり推進計画、北区の地域公共交通計画については、関連する行政計画としての記載をしております。

(5) **その他のご意見**について (12 件)

番号	ご意見の要旨	区の考え方
1	十条跨線橋の架け替えなど大規模なものが優先されそうだが、小さくともすぐできる施策をまず手をつけてほしい。	いただいたご意見につきましては、今後のまちづくりの参考とさせていただきます。
2	道路、公共の場の清潔な環境の維持・整備のための管理体制を構築してほしい。	
3	路上喫煙が絶えず、夜は外国人男性が路上を占拠したり、路上での飲酒も多い。違反者への罰則の強化、警察や権限を持つ行政の担当官の継続的な取り締まりやパトロールの強化など実施してほしい	
4	夏に暑くなる東十条北口通路の遮熱耐熱塗料による修繕を検討してほしい。	
5	北区バリアフリー協議会では、現況の施設の課題抽出や完成後の施設の検証は実施されているが、施設の設計段階における参画の場が大変少ないため、この東十条駅のプロジェクトには協議会や区民部会が参画できる場を設けていただきたい。	
6	十条小学校移転後跡地と下十条運転区跡地を利用し、富士横丁から東十条へほぼ直線で抜ける道路の新設を検討してほしい。	十条小学校移転後跡地の活用方法につきましては、今後、外部有識者や区民代表の方などからなる「学校施設跡地利活用検討委員会」を設置し検討していくことになるため、現時点では決まっておりません。また、十条富士塚につきましては、補助 83 号線の事業者である東京都が関係機関との協議を続け、合意を得たうえで現在の形で再整備されております。
7	十条富士塚を現在のコンクリートの塊から以前のような樹木のある状態に戻してほしい。	

8	検討会委員に女性が少なすぎるのではないか。	委員の選出にあたっては、区から各関係機関へ推薦を依頼しておりますが、結果的に男性の比率が高くなりました。いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
9	JR と北区との協議情報は逐一公開するとともに、誰もが参加できるワークショップや意見交換会を継続的に開催し、合意形成しながら進めてほしい。	本ガイドラインの策定にあたっては、誰もが参加できる報告会やオープンハウス型説明会を開催いたしました。また、策定後には、学識経験者、地元町会自治会や商店街、交通管理者、道路管理者、交通事業者、UR 都市機構等で構成する「（仮称）東十条駅周辺まちづくり推進協議会」の設置を予定しております。
10	区からのまちづくりに関する情報発信が不足している。検討会や説明会の開催についてはもっと周知してほしい。	検討会につきましては、北区 HP、北区ニュースで開催の 1 か月前から周知しており、報告会やオープンハウス型説明会につきましては、それらの媒体に加えて、町会・自治会掲示板、区の公式 SNS（Facebook、X 等）、駅の広報スタンド、ガイドライン範囲内の小学校児童へのチラシ配布等で周知をしております。引き続き情報発信に努めてまいります。
11	パブリックコメントに対しては、区の見解だけではなく検討会の見解も出すべき。	パブリックコメントに関しましては、「東京都北区パブリックコメント実施要綱」に基づき実施しております。また、ガイドラインへの反映につきましては、第 6 回検討会でお諮りしたとおり、会長への確認をもって取りまとめることとしております。
12	オープンハウス説明会等のアンケート意見もパブリックコメントに準じた取り扱いをしてほしい。	